

# 核酸アナログ製剤治療費助成の更新申請に係る診断書の簡素化について

## 1. 国要綱の改正点

- 肝炎医療費助成に係る核酸アナログ製剤による治療費助成の更新手続きについては、更新を行う多くの患者において治療内容(製剤)の変化がないことを踏まえ、平成28年度より国の要綱においては以下のとおり簡素化が図られた。
  - ・更新申請の添付書類について、診断書以外の添付でも可となった。
  - ・これらの添付書類は、直近の認定・更新時以降(1年以内)に作成されたもので可となった。

### 診断書の場合

(別紙様式例2-8)

(別紙様式例2-8)

**肝炎 核酸アナログ製剤治療の更新申請に係る診断書**

フリガナ	種別	年齢目録(年齢)
検査所見	前回申請時データ (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)	直近の認定・更新時以降のデータ <u>直近時直近データ</u> (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)
1. B型肝炎ウイルス マーカー (1) HBe抗原 HBe抗体 (2) HBV-DNA定量	(検査日: 平成 年 月 日) (単位: 、測定法)	(検査日: 平成 年 月 日) (単位: 、測定法)
2. 血液検査 AST ALT 血小板数	(検査日: 平成 年 月 日) AST (施設の基準値: ~) ALT (施設の基準値: ~) 血小板数 (施設の基準値: ~)	(検査日: 平成 年 月 日) AST (施設の基準値: ~) ALT (施設の基準値: ~) 血小板数 (施設の基準値: ~)
3. 画像診断及び肝生 検などの所見 (具体的に 記載)	(検査日: 平成 年 月 日)	(検査日: 平成 年 月 日)

直近の認定・更新時以降に  
検査された内容を記載

診断書の  
有効期間  
は削除

(注)

1. 申請内容の補明期限は、記載日から起算して1か月以内とする。
2. 更新申請時データは、前回の更新申請時データに準じて記載してください。
3. 前回申請時データが不明の場合は、前回申請時以降の確認できる範囲内のもっとも古いデータを記載してください。
4. 直近の認定・更新時以降のデータは記載日前1年以内の検査日のデータに基づいて記載してください。  
なお、複数存在する場合は、より直近のデータで記載してください。
5. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

## 新 設

### 診断書以外の場合

診断書の代わりに、  
(a)検査内容(血液検査結果等)が分かる資料  
(b)受けている治療内容が分かる資料  
の添付でも可とする。

(a)の例; 検査結果報告書の写し、  
健診・人間ドックの結果の写し 等



(b)の例; お薬手帳の写し、  
薬剤情報提供書の写し 等



※(a)(b)とも、直近の認定・更新時以降の日付で発行されたものであること

## 2. 昨年度からの経緯

- 高知県では平成28年度第1回肝炎対策部会において、本県における簡素化の取り扱いについて議論した結果、以下の問題点が懸念されることから、当面の間、他県の先行事例、関係者のご意見を踏まえて検討することとし、診断書の簡素化については見送ることとした。

### 【想定される問題点】

- ・診断書以外の検査結果等では、主治医の診療内容の確認ができないため、責任を持った審査が難しい。
- ・診断書以外の検査結果等を用いる場合、請求・審査が煩雑になり迅速な認定ができない恐れがある。

### 3. 他県の動向・運用開始後の現状(H29年5月19日時点聞き取り調査結果概要)

#### ○他県の実施状況

- ・中四国では、**高知県以外の全ての県**が診断書以外の書類の提出による更新申請を認めている。
- ・新制度の運用開始は、最も早い県で「平成28年4月1日～」、最も遅い県で「平成28年10月1日～」

#### ○診療内容の確認方法

- ・使用薬剤の確認は、「お薬手帳」または「薬剤情報提供書」により行っている。
- ・検査所見では検査結果と併せて「患者氏名」「検査日」「実施医療機関」が明記されていることを確認。

#### ○審査に必要としている検査所見

- ・各県とも、「ウイルスマーカー」「血液検査」は必須となっている。
- ・「画像診断」は、広島県のみ実施の有無を確認。所見については必須とされていない。

#### ○制度の利用状況

- ・診断書を提出していない割合はおよそ4～5割(申請受付担当者の体感値)

#### ○制度開始による問題点

- ・項目不足による書類の不備が多く、転記をしている県では取りまとめ等に時間を要するようになった。

※各県の詳細については別紙一覧表のとおり

### 4. 高知県での対応について(協議事項)

#### (1) 核酸アナログ更新申請時の診断書以外の検査結果等による資料提出での審査について

- ・全国での取組を鑑み、高知県でも開始するかどうか
- ・認める場合、どういった資料を可とするか  
お薬手帳、薬剤情報提供書、治療医療機関で作成された検査結果書 等

#### (2) 核酸アナログ更新審査時の審査委員への添付書類について(診断書以外の資料提出を認める場合)

- ・新規申請時の診断書(もしくは前回更新時の診断書)、診断書以外の提出書類、と書類が複数枚になるが、審査書類として検査結果等の資料を原本のとおり提出してよいか  
(1人分が複数枚となる為、事務局で順番を整理するなどの工夫を行う予定)